

岐阜県建設工事指名競争入札参加者選定要領の運用基準

(平成7年3月31日 監第772号)

岐阜県建設工事指名競争入札参加者選定要領第3、第1項に規定する選定基準の運用については、次に掲げる事項に留意すること。

記

1 指名しない場合

(1) 次に該当する場合は、指名しないこと。ただし、③については、緊急の必要により競争に付することができない場合において行われる随意契約の場合を除く。

- ① 岐阜県建設工事請負契約に係る入札参加資格停止措置要領に基づく資格停止期間中であること。
- ② 警察当局から、岐阜県に対し、建設工事入札参加資格者に関し、次の情報を得たとき。
 - ア 経営者等（法人の場合は、法人の非常勤役員を含む役員並びに支配人及び営業所の代表者を、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。）が暴力団員であること。
 - イ 不正に暴力団員を利用したことがあること。
 - ウ 不正に暴力団員に対し財産上の利益を与えたことがあること。
- ③ 以下に定める届出の義務を履行していない場合。（当該届出の義務がない場合を除く。）
 - ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務
 - イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務
 - ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務

(2) 次のいずれかに該当する場合は、改善されるまでの間、指名しないこと。

- ① 県発注工事に係る請負契約に関し、次に掲げる事項に該当し、当該状態が継続していることから請負者として不適当であると認められる場合。
 - ア 工事請負契約書に基づく工事関係者に対する措置要求に請負者が従わないこと等、請負契約の履行が不誠実であること。
 - イ 一括下請け、下請け代金の支払い遅延、特定資材等の購入強制等について、関係行政機関からの情報により請負者の下請け契約関係が不適切であることが明確であること。
- ② 県発注工事について、安全管理の改善に関し、労働基準監督署等からの指導があり、これに対する改善を行わない状態が継続している場合であって、明らかに請負者として不適当であると認められる場合。
- ③ 賃金不払いに関する労働基準監督署等からの通報が県に対してあり、当該状態が継続している場合であって、明らかに請負者として不適当であると認められる場合。
- ④ 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全である場合。

2 勘案又は尊重する項目

(1) 地理的条件

本店、支店又は営業所の所在地及び当該地域での工事实績等から見て、当該地域における工事の施工特性に精通し、工種及び工事規模等に応じて当該工事を確実かつ円滑に実施できる体制が確保できるか

どうかを勘案すること。

(2) 手持ち工事

工事の手持ち状況から見て、当該工事を施工する能力があるかどうかを総合的に勘案すること。

(3) 工事経歴

以下の事項に該当するかどうかを勘案すること。

ア 当該工事と同種工事について、相当の実績があること。

イ ダム、橋梁、トンネル、せき、下水道及び排水機場等の土木構造物や大規模建築物等の特殊又は高度な技術力を必要とする工事にあつては、

・当該工事の施工に必要な施工管理、品質管理等の技術的水準と同程度と認められる技術的水準の工事の施工実績があること。

・地形、地質自然的条件、周辺環境条件等当該工事の作業条件と同等と認められる条件下での施工実績があること。

(4) 技術者

発注予定工事種別に応じ、当該工事を施工するに足りる有資格技術職員が確保できると認められるかどうかを勘案すること。

(5) 工事成績

① 岐阜県建設工事検査要領で規定する建設工事成績評定基準（以下「工事成績」という。）が優良であるかどうかを勘案すること。

② 県発注工事のうち土木一式、建築一式、電気工事及び管工事については、前年の工事成績の平均が80点以上あること等、工事の成績が特に優良である場合は尊重すること。

(6) 安全管理の状況

① 安全管理の状況が優良であるかどうかを勘案すること。

② 県発注工事について過去2年間に死亡者の発生がないこと等、安全管理の状況が特に優良である場合は尊重すること。

(7) 労働福祉の状況

① 県発注工事について、建設業退職金共済組合等と退職金契約を締結しているかどうかを勘案すること。

② 建設労働者の雇用、労働条件の改善に取組み、表彰を受けていること等、労働福祉の状況が特に優良である場合は尊重すること。

(8) 技術の提案

入札時VE、契約後VE及び総合評価落札方式の工事で、提出した技術提案が採用されたことがある場合は尊重すること。

(9) 地域社会への貢献度

「災害時応援協力に関する協定」への参加等、地域社会へ貢献している場合は尊重すること。

(10) 協業化・合併の実績

協業組合の設立又は企業の合併を行ったことがある場合は尊重すること。

(11) 少子化対策

法令の規定を上回る育児休業制度等を導入している場合は尊重すること。

附 則

この基準は平成7年4月1日から適用する。

附 則

この基準は平成17年9月1日から適用する。

附 則

この基準は平成18年4月1日から適用する。

附 則

この基準は、平成26年6月30日から施行し、平成26年8月1日以降に入札執行通知又は見積書の提出を依頼するものから適用する。ただし、平成26年7月31日までに入札執行通知又は見積書の提出を依頼するものについては、なお従前の例による。